

## 柏市介護支援専門員協議会規約

(目的)

**第1条** 本会は、介護支援専門員の連携、情報交換及び研修により資質の向上を図るとともに、専門的な知識・技術の向上に努め、利用者の立場に立った公平、公正な介護保険の運用に寄与し、また介護支援専門員の意見の集約母体となり、社会的地位の確立とともに高齢者介護の政策提言をし、高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(名称および事務所)

**第2条** 本会は、柏市介護支援専門員協議会という。  
また、会長の所属する事業所に事務所を置く。

(組織)

**第3条** 本会は介護支援専門員の資格を所持する者（以下「会員」という。）で構成する。  
2 会員は本会の運営を支え、本会の発展に寄与するものとする。

(入会等)

**第4条** 本会に入会しようとするときには、所定の入会申込書に年会費を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 年度ごとに申請手続きを必要とする。
- 3 年度途中で脱会を行う場合には、書面により会長に提出しなければならない。

(会費)

**第5条** 年会費は当該年度1, 500円とし、原則返還しない。  
2 研修会等を実施するにあたり必要な経費が生じた時は別途徴収する。

(事業)

**第6条** 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。  
(1) 会員の資質の向上に関する研修会、連絡会の開催。  
(2) 会員の業務遂行に関する情報交換の開催。  
(3) 介護保険に関する関係機関及び、関係団体との連携、協力。  
(4) その他目的達成のために必要なこと。

(委員)

**第7条** 本会は次のとおり委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 総務 10名程度

2 会長・副会長・事務局長・会計・総務は総会にて選出する。

(職務)

**第8条** 会長は本会を代表し、本会の業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じたときはその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

3 事務局長は協議会に関する事務を統括する。

4 会計は協議会に関する会計事務を行う。

5 委員は総務会を構成し総会の議により業務を行う。

6 事務局長及び会計は総務と兼務することができる。

(任期)

**第9条** 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 任期の途中で委員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

**第10条** 本会に総会・総務会を置き、業務を遂行するため事務局を設置する。

(総会)

**第11条** 総会は年1回会長が招集する。

2 臨時総会は総務会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときとする。

3 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席の過半数で決定する。

4 議長は、会員の中から選出する。

5 総会に付議すべき事項はつぎのとおりとする。

(1) 事業運営に関すること。

(2) 規約の変更に関すること。

(3) 委員の承認に関すること。

(4) その他本会の運営に関わる重要な会務。

(総務会)

**第12条** 総務会は随時必要な場合、会長が召集し、総会における決定事項の実施及び本会の運営事項について協議する。

2 総務会は委員で構成する。

(その他)

**第13条** 当規約に規定されていない事項については、総務会で協議し決定する。

付則 この規約は平成12年3月22日から施行する。

平成21年4月22日一部改正

平成22年4月21日一部改正

平成23年5月17日一部改正

平成24年4月25日一部改正

平成25年4月23日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正